

(様式第 2 - 6 号)

策定 平成 26 年 9 月 5 日  
変更 平成 27 年 4 月 28 日  
変更 令和元年 10 月 21 日  
変更 令和 6 年 3 月 28 日

沖縄県

## 多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）

### 1. 取組の推進に関する基本的考え方

沖縄県の農村地域は、高齢化の進行や担い手の減少等により、集落機能や農業・農村の多面的機能の低下が懸念され、特に離島や本島北部地域では、条件不利性から農業用施設等の維持・管理において、人材の確保や経費の負担軽減が課題となっている。

一方、農業・農村地域は、農産物の供給機能をはじめ、水源かん養や美しい景観の形成、伝統文化の継承、国土の保全などの多面的機能を発揮し、地域経済の健全な発展と県民生活の安定向上に寄与している。

このような中、「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（令和 4 年度～令和 13 年度）」において、「担い手の経営力強化」、「成長産業化の土台となる農林水産業の基盤整備」と「魅力と活力ある農山漁村地域の振興と脱炭素社会への貢献」を基本施策として、農業生産力の維持向上や赤土等の流出防止、耕作放棄地の発生防止を図ることとしている。

他方、国では、近年の農村地域における高齢化や、新興住宅との混住化、人口減少、水路等の維持管理に対する担い手の負担増等を背景に、集落機能の低下や地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動に対して、多面的機能支払制度により支援していくこととしている。

沖縄県では、地域共同による農地・農業用水等の資源や農村環境の保全活動に加え、農地周りの排水路等施設の長寿命化、水質・土壌等の高度な保全について、多面的機能支払交付金により引き続き支援する。

### 2. 農地維持支払交付金に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

#### ① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記 1 - 2 の国が定める活動指針及び活動要件を基礎として、台風等の自然災害から農業や周辺環境への被害を未然に防ぐための異常気象前の見回り等の取組及び、水路やため池の適切な保全管理を促進するため、転落・侵入等防

止策として安全施設の適正管理の取組を追加する。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 地域資源の基礎的保全活動

地域活動指針の基礎活動のすべての活動項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は、除外する。

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域活動指針の地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、取り組むテーマを1以上定めた上で毎年実施し、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定する。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 地域資源の基礎的保全活動

区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	防風林
活動項目	農用地
取 組	鳥獣害防護柵等の保守管理
取組内容	施設・資源を維持する活動として、防風林の補植を行うこと。
活動要件	特になし
区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路安全施設
活動項目	水路
取 組	水路付帯施設の保守管理
取組内容	水路内への侵入や転落を防止するフェンス等の安全施設について、老朽箇所を補修等を行うなど、適正な管理を行うこと。
活動要件	特になし
区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	沈砂地・浸透池
活動項目	水路
取 組	沈砂地・浸透池の草刈り
取組内容	通水機能の維持、病虫害発生低減等のために、沈砂地・浸透池やその周辺部の草刈り又は除草を行い、通水機能等に障害が生じないようにすること。

活動要件	特になし
区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	沈砂地・浸透池
活動項目	水路
取 組	沈砂地・浸透池の泥上げ
取組内容	沈砂地・浸透池の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。
活動要件	特になし
区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	ため池安全施設
活動項目	ため池
取 組	ため池付帯施設の保守管理
取組内容	ため池の転落防護柵等の安全施設について、老朽化箇所の補修等の対策を行うなど、適正な管理を行うこと。
活動要件	特になし
区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農用地・水路・農道・ため池
活動項目	共通
取 組	異常気象時の対応
取組内容	洪水、台風、豪雨等の異常気象が予想される場合は、事前の見回りを行い、施設状況を把握すること。
活動要件	特になし
区 分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農用地・水路・農道・ため池
活動項目	共通
取 組	異常気象時の対応
取組内容	異常気象前の見回りの結果を踏まえ、必要に応じて被害を未然に防ぐための応急措置を行うこと。
活動要件	特になし

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

特になし

④地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙1）

沖縄県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

沖縄県の農地維持支払交付金の交付単価については、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動が定着してきたことを踏まえ、全ての対象農地において、基本単価の概ね7割とする。但し、市町村においてこの単価から基本単価の5割までの範囲で設定を行う場合は、国、県単価もその比に合わせることにする。

② 農地維持支払交付金の交付単価

適用	地目	国の農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	国の農地維持支払交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
基本単価	田	1,500円	3,000円
	畑	1,000円	2,000円
	草地	125円	250円
沖縄県基本単価	田	1,050円以内	2,100円以内
	畑	690円以内	1,380円以内
	草地	90円以内	180円以内

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

交付金の算定の対象とする農用地は、次の要件に該当する土地とする。

ア. 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1項に規定する農用地区域内に在する農用地（以下「農振農用地区域内農用地」という。）

イ. ア以外の農用地のうち、多面的機能の発揮の観点から特に必要と認められる次の①から③に該当する農用地

- ① 農地の有する緑地機能、環境機能に着目して適正な保全が図られる生産緑地法（昭和49年6月1日法律第68号）に基づく生産緑地
- ② 市町村との契約、条例等により、多面的機能の維持を図る観点から適正な保全管理が図られている農用地
- ③ 水田の洪水貯留機能の向上による洪水被害防止等、多面的機能の発揮を図るための取組を農振農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

(4) その他必要な事項

市町村は、農地維持支払を実施する対象組織からの交付申請に基づき、(2)の②に規定する地目毎の交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額の範囲内で対象組織に農地維持支払交付金を交付する。

草刈り等の基礎的な保全活動については、ボランティアによる活動の実施を目指すとともに、日当や作業の外注については、重機を使用する作業や危険性が高い作業に支出するよう努める。

### 3. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項

#### (1) 地域活動指針の策定、同指針に基づき定める要件の設定

##### ① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の国が定める活動指針及び活動要件を基礎として、亜熱帯・島しょ性により台風等の影響を強く受ける沖縄の気象条件と浸食しやすい土壌条件等により農用地からの耕土流出が周辺環境に甚大な被害を及ぼしているため、「農用地」の適正な管理として、農用地の裸地期間を発生させないために地域共同で行う耕土流出防止のための緑肥の種子散布、グリーンベルトの設置、さとうきびの春植えや株出しによる裸地期間の減少を図るために必要な害虫等への取組を追加する。

##### ② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

###### ア. 施設の軽微な補修

地域活動指針の基礎活動のすべての活動項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は、除外する。

###### イ. 農村環境保全活動

地域活動指針の農村環境保全活動について、取り組むテーマを1以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの取組を1以上実施する。

なお、農用地からの土壌等流出防止を図る観点から、テーマ「水質の保全」についても原則選択することとし、毎年1つ以上実施する。

###### ウ. 多面的機能の増進を図る活動

地域活動指針の多面的機能の増進を図る活動について、取り組むテーマを1以上定めて、その取組に即した活動を毎年度実施する。

##### ③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

###### ア. 施設の軽微な補修

区 分	取組内容の追加
構成項目	機能診断・計画策定
対象施設等	農用地

活動項目	機能診断
取組	農用地の機能診断
取組内容	活動計画書に位置づけた全ての施設の劣化状況を早期に発見し、「実践活動」に位置づけた予防保全活動を適期に実践できるように畦畔、石積み、農用地法面、鳥獣害防護策、防風ネット、防風林帯等の状況確認を行うこと
活動要件	特になし
区分	取組内容の追加
構成項目	機能診断・計画策定
対象施設等	水路
活動項目	機能診断
取組	水路の機能診断
取組内容	活動計画書に位置づけた全ての施設の劣化状況を早期に発見し、「実践活動」に位置づけた予防保全活動を適期に実践できるように施設の状況確認（法面の状況、破損箇所の把握、土砂の堆積状況）を行うこと
活動要件	特になし
区分	取組内容の追加
構成項目	機能診断・計画策定
対象施設等	ため池
活動項目	機能診断
取組	ため池の機能診断
取組内容	活動計画書に位置づけた全ての施設の劣化状況を早期に発見し、「実践活動」に位置づけた予防保全活動を適期に実践できるように施設の状況確認（遮水シートの劣化状況、目地部分の劣化状況、コンクリート構造物の表面劣化状況、堤体部の侵食状況、遮光施設の状況、土砂の堆積状況、破損箇所の把握等）を行うこと
活動要件	特になし
区分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	畦畔・農用地法面等
活動項目	農用地
取組	農用地の軽微な補修等
取組内容	降雨・台風等により農用地法面、石積みに侵食、はらみ・崩壊等が発見された場合、補修・補強等の対策を行うこと
活動要件	特になし
区分	取組内容の追加
構成項目	実践活動

対象施設等	水路安全施設
活動項目	水路
取組	水路の軽微な補修等
取組内容	転落事故等を防止するために設置している安全施設の破損・老朽箇所 の補修を行うこと。また、必要に応じて、蓋・柵・警告版等を設 置し地域の安全を確保すること。
活動要件	特になし
区分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路の全ての施設
活動項目	水路
取組	水路の軽微な補修等
取組内容	活動計画書に位置づけた全ての施設の劣化状況を早期に発見し、機 能診断の結果を基に、予防保全活動を適宜に行うこと。
活動要件	特になし
区分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	ため池の全ての施設
活動項目	ため池
取組	ため池の軽微な補修等
取組内容	活動計画書に位置づけた全ての施設の劣化状況を早期に発見し、機 能診断結果を基に、予防保全活動を適宜に行うこと。
活動要件	特になし
区分	取組内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	ため池付帯施設
活動項目	ため池
取組	ため池の軽微な補修等
取組内容	農業用施設周りの転落防止柵等、安全施設について劣化等による障 害が発生している場合、補修・補強等の対策を行うこと。また、必 要に応じて、安全施設を設置し地域の安全を確保すること。なお、 ガードレールの新設は対象外とする。
活動要件	特になし

イ. 農村環境保全活動

区分	取組の追加
構成項目	実践活動

テーマ	水質保全
取組	畑からの土砂流出対策
取組内容	水質保全に向けて、土砂堆積機能の効果的発揮や浮遊物の流出防止を図るため、沈砂池・浸透池や土砂溜柵の泥上げやその施設への植栽を行い、適正な管理を行うこと。又は、新たに沈砂池・浸透池の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。
活動要件	特になし
区分	取組の追加
構成項目	実践活動
テーマ	水質保全
取組	土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理
取組内容	農用地周辺の道路や流末海域等に対して、農用地からの土壌（赤土）流出による周辺環境の影響を小さくし、裸地期間を減少するため営農目的以外での農用地への植物の植栽、有機質資材の散布等を行い、濁水の発生を抑制するよう適正な維持管理等を行う等の取組を行うこと。
活動要件	特になし

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

区分	取組の追加
活動項目	多面的機能の増進を図る活動
取組	農村文化の伝統を通じた農村コミュニティの強化
取組内容	農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する伝統行事の継承、農業に由来する歴史的文化施設等の保存・補修等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動を行うこと。
活動要件	特になし

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙2）

沖縄県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙2のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

沖縄県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価については、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動が定着してきたことを踏まえ、全ての対象農地において、基本単価の5割とする。

なお、地域活動のうちウの多面的機能の増進を図る活動を取り組まない地域において

は、さらに5/6の単価とする。

② 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

適用	地目	国の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの交付単価	国の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
基本単価（共同活動を実施して5カ年経過していない対象農用地）	田	1,200円	2,400円
	畑	720円	1,440円
	草地	120円	240円
沖縄県基本単価	田	600円	1,200円
	畑	360円	720円
	草地	60円	120円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

交付金の算定の対象とする農用地は、次の要件に該当する土地とする。

ア. 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1項に規定する農用地区域内に在する農用地（以下「農振農用地区域内農用地」という。）

(4) その他必要な事項

市町村は、資源向上支払交付金（共同活動）を実施する対象組織からの交付申請に基づき、(2)の②に規定する地目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額の範囲内で対象組織に資源向上支払交付金（共同活動）を交付する。

4. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項

(1) 地域活動指針に基づき定める対象施設や対象活動等

① 基本的考え方

集落等が管理する農地周りの水路、農道、ため池を対象とし、これらの施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。

また、沖縄県では、畑地に対する活動が主であること、台風の襲来が多いことから、農地におけるかんがい施設や防風施設等についても、「対象施設、対象活動に関する国の指針」に追加して、これらの農地に係る施設についても、地域の合意により対象施設とし、当該施設の補修、更新等を対象活動とする。

なお、農地に係る施設・活動については、集落等が管理する水路、農道等の施設の長寿命化のための活動を行った上で、交付金の範囲の中で対象活動とすることができるものとする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

工事1件当たりの金額は、原則として2百万円未満とする。

以下の要件に該当し、やむなく2百万円を超える場合には、沖縄県知事に協議し、同意を得た上で、当該活動について「長寿命化整備計画書」を作成し、これを事業計画書に添付し、市町村長の認定を受けるものとする。

1. 他補助事業の採択要件に該当しないもの。
2. 緊急を要しており、補助事業の採択を待てないもの。
3. 事務負担軽減や事務効率化のため、またはその他分割発注が困難な理由により、異なる施工箇所を合わせて発注するもの。
4. 活動組織自ら行う実践活動。(ただし、準備工のみや材料運搬のみといった部分的な直営施工については対象外とする。)

③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区分	対象施設		対象活動		
			分類	項目	取組内容
項目の追加	集落が管理する施設	水路(水路本体)	補修	水路の泥上げ	土砂の堆積、植物の繁茂などにより通水機能に支障が生じており、清掃や泥上げなどの日常管理だけでは解消が困難な場合、機械等を用いて泥上げをするなどの対策を行うこと。
			更新等	環境配慮型施設の設置	農村景観やホテルなどの生きものの生息などに配慮した石張り水路などを設置すること。
		水路(付帯施設)	補修	水路法面の補修	水路の法面保護施設等の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
				空気弁、仕切弁等の補修	空気弁、排泥弁、制水弁等の破損箇所や老朽化した箇所の補修や腐食防止剤の塗布等を行うこと。
				取水施設の補修	頭首工、取水工、井戸等の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
				水路蓋の補修	水路や集水枡等の蓋の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
				貯水槽の補修	貯水槽(ファームポンド)の破損箇所や老朽化した箇所の補修等を行うこと。

				沈砂池等の補修	沈砂池等の法面侵食や破損、老朽化した箇所等の補修等の対策を行うこと。
				用排水機場の補修	用排水機場内における上屋、機器類、管類、場内舗装、外構施設等の破損や老朽化した箇所等の補修等の対策を行うこと。
			更新等	空気弁、仕切弁等の更新	老朽化等により機能に支障が生じている空気弁、排泥弁、制水弁等について、更新等の対策を行うこと。
				水路蓋の設置	土砂等の流入等により水路の維持管理等に支障が生じている場合、当該箇所に新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。(土砂の流入防止)
		農道 (付帯施設)	補修	農道橋の補修	農道橋の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。
			更新等	道路側溝等の設置	道路側溝等の不備により農道の維持管理に支障が生じている場合、新たに道路側溝を設置することによる対策を行うこと。
			ため池 (ため池本体)	補修	ため池の泥上げ
		農地に 係る施設	灌漑施設	補修	スプリンクラーの補修
	給水栓の補修				給水栓の破損や老朽化した箇所等の補修等の対策を行うこと。
	更新等			スプリンクラーの更新等	老朽化等により路線全体の灌漑機能に支障が生じている場合、当該部分に係るスプリンクラー施設全体の更新又は新設等の対策を行うこと。
				給水栓の更新等	老朽化等により路線全体の灌漑機能に支障が生じている場合、当該部分に係る給水栓全体の更新又は新設等の対策を行うこと。
	排水施設		補修	暗渠排水の補修	暗渠排水の破損や老朽化した箇所等の補修等の対策を行うこと。

		更新等	暗渠排水の更新等	老朽化等により路線全体の排水機能に支障が生じている場合、当該部分に係る暗渠排水全体の更新、新設等の対策を行うこと。
	防風施設	補修	防風施設の補修	防風林帯、防風ネットの破損等がみられる箇所について、補修や補植等の対策を行うこと。
	農地	補修	農地法面の補修	農地法面の破損等がみられる場合、補修等により対策を行うこと。
	進入路	補修	進入路の補修	進入路路肩や進入路法面に侵食や土砂の崩壊が生じている場合や、舗装路で老朽化等により路面の凹凸、輪だち、ひび割れ等がみられた場合、その部分を補修する等の対策を行うこと。
		更新等	進入路の更新等	流水などによる頻繁な砂利の流失などがみられる場合、コンクリート舗装により対策を行うこと。
	牧柵	補修	牧柵の補修	牧柵の形状の劣化、破損等が一部でみられる場合、補修等により対策を行うこと。
	鳥獣害防護	補修	鳥獣害防護柵の補修	鳥獣害防護柵の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙3）

沖縄県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設・対象活動に関する指針は、別紙3のとおりとする。

(2) 交付金の算定の対象とする農用地

交付金の算定の対象とする農用地は、次の要件に該当する土地とする。

ア. 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1項に規定する農用地区域内に在する農用地（以下「農振農用地区域内農用地」という。）

(3) その他必要な事項

市町村は、資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）を実施する対象組織からの交付申請に基づき、多面的機能支払交付金実施要綱別紙2の第6の2の(2)に規定する地目毎の交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額の範囲内で対象組織に資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）を公布する。

但し、対象組織の資源向上活動（長寿命化）を実施するために必要な金額が、多面的機能支払交付金実施要綱別紙2の第6の2の(2)の表に規定する交付金の上限額未満の場合、

国、県単価もその比に合わせることにする。

## 5. 広域協定の規模

沖縄県内においては、農業生産の条件不利地域の要件を満たす場合、地域の状況に応じて広域協定の対象とする区域が50ha以上200ha未満、または協定に参加する集落が3集落以上の規模を有していれば広域活動組織を設立することができる。

## 6. 地域の推進体制

### (1) 基本的な考え方

本交付金による取組の推進にあたっては、沖縄県、市町村、農業者団体、集落等の緊密な連携により、実施することが必要であることから、本県では、沖縄県、市町村、農業者団体等から構成する沖縄県多面的機能保全推進協議会を地域の推進体制に位置付けることにする。

### (2) 関係団体の役割分担

#### ① 沖縄県

- ・本交付金の実施状況等の評価を行うため、第三者委員会を設置・運営する。
- ・沖縄県の多面的機能支払の実施に関する基本方針を策定する。
- ・沖縄県多面的機能保全推進協議会と連携して、対象組織に対し、適宜指導を行い、活動の適切な実施を図る。
- ・農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金について、市町村から提出された申請書を審査するとともに、交付金の交付額等を通知し、交付金の交付を行う。
- ・市町村から報告があった実施状況の確認結果の内容の確認を行う。

#### ② 市町村

- ・管内の対象組織の法第7条に基づく事業計画及び広域活動組織の広域協定を認定する。
- ・毎年度、対象組織の農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の実施状況を確認する。
- ・沖縄県多面的機能保全推進協議会と連携して、対象組織を対象とした説明会を開催し、活動の実施に必要な事項を周知する。
- ・沖縄県多面的機能保全推進協議会と連携して、対象組織に対し、適宜指導を行い、活動の適切な実施を図る。
- ・農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金について、対象組織から提出された申請書を審査するとともに、交付金の交付額等を通知し、交付金の交付を行う。
- ・実施状況の確認結果について、沖縄県に報告を行う。

③ 沖縄県多面的機能保全推進協議会

- ・毎年度、対象組織を対象とした説明会及び研修会等を開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知する。
- ・対象組織に対し、適宜指導を行い、活動計画に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。
- ・本交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引きを作成する。
- ・活動組織の事務手続きの支援等を行う組織の特定非営利法人化に対して、支援を行う。

(3) 市町村等への推進交付金の交付の方法

市町村及び沖縄県多面的機能保全推進協議会への推進交付金については、国から沖縄県に交付を受けた額のうち、推進事業の実施に必要な経費を沖縄県多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱に従い、沖縄県から交付するものとする。

(4) その他必要な事項

特になし

【参考添付資料】

- <参考1> 関係団体の役割分担表
- <参考2> 実施体制図

<参考1>

関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体			
	対象組織	推進組織	市町村	県
多面的機能支払交付金	◎			
多面的機能支払推進交付金				
1. 第三者機関の設置、運営				◎
2. 基本方針の策定				◎
3. 促進計画の策定			◎	
4. 事業計画の認定			◎	
5. 広域協定の認定				
広域協定の審査、指導		○	◎	
広域協定の認定			◎	
6. 実施状況確認事務				
実施状況の確認		○	◎	
県への報告			◎	
7. 推進・指導				
(1)対象組織等への説明会		○	○	○
(2)活動に関する指導、助言		◎	○	○
(3)推進に関する手引きの作成		◎		○
(4)対象組織を支援する組織への支援		◎		○
8. 交付・申請事務				
(1)対象組織からの申請書類の審査		○	◎	
(2)対象組織への補助金の交付			◎	
(3)市町村からの申請書類の確認・補助金の交付				◎
9. その他推進事業の実施に必要な事項		○	○	○

(注)「その他推進事業の実施に必要な事項」には具体的な内容を記載する。

※◎主体的に実施し、○は◎と連携し取り組むこととする。

〈参考2〉

実施体系図（スキーム）

